# 資料 1

~設置要綱の改訂~

# (案)

## 環瀬戸内海地域交流促進協議会

## 設置要綱

(目的)

第1条 環瀬戸内海地域交流促進協議会(以下「協議会」という。)は、環瀬戸内海地域 の経済界、自治体等の関係者が一体となって様々な分野での交流を促進し、もって、 経済、生活、文化の一層の発展、向上を図ることを目的とする。

#### (議事)

- 第2条 協議会は、次の事項について連絡、調整を行い、相互に連携、協力することにより効果の増進、拡大を図る。
  - (1) 地域の情報発信
  - (2) 観光連携に向けた取組
  - (3) 産業連携に向けた取組
  - (4) 生活、文化等における連携に向けた取組

#### (組織)

- 第3条 協議会は、別表1に掲げる委員で構成する。
  - 2 協議会に会長を置く。会長は四国経済連合会会長とする。
  - 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

#### (幹事会)

- 第4条 協議会に幹事会を置き、別表2に掲げる委員で構成する。
  - 2 幹事会は、協議会の円滑な運営を補助し、実質的な調査・調整を行うものとする。
  - 3 幹事会に座長を置く。座長は <del>委員の互選によるものとし、その都度選任</del> 四国経済 連合会専務理事とする。
  - 4 座長は、幹事会の議事を進行し整理するものとする。

#### (事務局)

第5条 協議会の事務局は、国土交通省四国地方整備局及び本州四国連絡高速道路株式会 社に置く。

### (雑則)

- 第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- 附 則 この要綱は、平成26年3月27日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成26年9月11日から施行する。
- 附 則 この要綱は、令和3年10月8日から施行する。
- 附 則 この要綱は、令和4年2月9日から施行する。
- 附 則 この要綱は、令和4年8月5日から施行する。
- 附 則 この要綱は、令和5年8月3日から施行する。

# 環瀬戸内海地域交流促進協議会

四国経済連合会		会		長	(協議会会長)
<i>II</i>		観光振興委員会委員長			
JJ		産業振興委員会委員長			
(一社)中国経済連合会		会		長	
兵 庫 県		副	知	事	
岡 山 県		副	知	事	
広 島 県		副	知	事	
徳 島 県		副	知	事	
香川県		副	知	事	
愛 媛 県		副	知	事	
高 知 県		副	知	事	
四国運輸局		局		長	
中国地方整備局		局		長	
四国地方整備局		局		長	
本州四国連絡高速道路(株)		代表取締役社長			
西日本高速道路(株)中国支社		支	社	長	

長

西日本高速道路(株)四国支社 支 社

# 環瀬戸内海地域交流促進協議会 幹事会

四国経済連合会 車 務 理 事(幹事会座長) (一社) 中国経済連合会 専 務 理 事 兵 庫 県 土 木 部 長 県 土: 木 出 Щ 部 長 產業労働部產業戦略監 IJ 広 県 経営戦略審議官 島 土 木 建 築 局 IJ 長 徳 県 政 策 創 造 部 島 長 IJ 県 土 整 備 部 長 交流推進部 県 長 香 Ш IJ 土 木 部 長 県 観光スポーツ文化部長 愛 媛 IJ 土 木 部 長 産業振興推進部長 高 知 県 十. 木 部 長 IJ 四国運輸局 観 光 部 長 中国地方整備局 企 長 画 部 IJ 道 路 長 部 四国地方整備局 企 画 部 長 道 路 部 長 企 本州四国連絡高速道路(株) 部 画 長 地域連携事業企画部長 西日本高速道路(株)中国支社 総 務企 画部 長 西日本高速道路(株)四国支社 総 企 務 画 部長

## 【オブザーバー】

 鳥 取 県

 島 根 県

 神 戸 市

県 土 整 備 部 次 長 土 木 部 次 長 建設局湾岸・広域幹線道路本部長